
監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月30日

高知県監査委員
6 高行管第607号
令和7年3月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和7年2月18日付け6高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援等を通じて、会計事務の基本となる法的根拠等に基づいた考え方の習得に向けて指導を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し担当者への指導を中心となって行うチームに対し、会計事務に関するOJTの重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらに、現在取り組んでいる財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充とともに事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

第2 指摘事項の該当機関

1 商工労働部海洋深層水研究所

(1) 指摘事項

三津団地送水ポンプ取替修繕業務契約において、検査調書を作成していなかった。

これは、検査職員は、検査を完了した場合には、検査調書を作成し、関係の契約担当者に提出しなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第53条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該修繕（264万円）は、契約書を作成しており、検査調書の作成が必要な契約に該当するものですが、検査職員の認識誤りから、検認表示により事務処理を行ってしまったものです。

(3) 措置状況

指摘を受け、再発防止のため、所属全体に会計事務の重要性について再度周知するとともに、出納員（チーフ）は会計事務処理に不慣れである事を十分認識し、規則の確認と会計専門員への相談を適宜行うことを徹底しました。

その上で、今後は、会計事務処理を行う際には、担当者が決裁文書に会計事務処理フローを必ず添付することとし、出納員及び所長によるダブルチェックを徹底することといたします。

また、所長が契約事務の重要性を再認識し、より一層の注意を払い、所属長としての事務を行ってまいります。

2 土木部中央西土木事務所

(1) 指摘事項

河川占用許可において、収入調定を行っていなかった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

河川法第24条に係る四国地方整備局の許可案件については、河川課からの通知を受けて収入調定を行うべきところ、河川占用台帳への記載や内容更新を怠ったため、占用料に係る収入調定事務を失念していたものです。

河川課から令和6年4月1日付けで、適正な徴収事務を徹底するよう通知があったことを受け、令和6年度の許可案件については適切に処理していましたが、過年度分に遡っての確認が不十分でした。

(3) 措置状況

本事案発覚後、許可内容の確認を行い、占用者への説明を行ったうえで、令和7年3月4日付け収入調定により納入通知書を発付しました。

本事案については、河川課からの通知文書について、河川占用台帳へ反映されていなかったことが発生の要因となったことから、河川課通知の確認を行う際に用いる管理簿を監査後に新たに設け、河川占用台帳への反映を徹底しました。また、管理簿データの共有を行い、チーフ、課長が随時確認することとしました。

なお、本事案の共有を含む勉強会を令和7年2月18日に開催し、適正な債権管理の徹底を図りました。

今後は、現在、紙媒体で作成している河川占用台帳の電子化を図ることで情報共有を徹底し、調定漏れの再発防止に努めます。